

大阪市告示第932号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和6年7月2日（火）	午前10時から
	令和6年7月16日（火）	午後1時まで
	令和6年7月23日（火）	午前9時から
	令和6年7月30日（火）	正午まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年7月1日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年7月3日（水）から 同月5日（金）まで	
	令和6年7月8日（月）	
	令和6年7月10日（水）から 同月12日（金）まで	
	令和6年7月15日（月）	
	令和6年7月17日（水）から 同月19日（金）まで	
	令和6年7月22日（月）	
	令和6年7月24日（水）から 同月26日（金）まで	

	令和 6 年 7 月 29 日（月）	
	令和 6 年 7 月 31 日（水）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）